

# 木曾岬町農業委員会総会会議録

令和4年11月7日

木曾岬町農業委員会

## 木曾岬町農業委員会会議録

令和4年11月7日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番	加藤	光雄
2番	浅井	弘幸
3番	黒宮	俊明
4番	槇田	法行
5番	平野	洋二
6番	黒宮	喜代子
7番	岡村	なつ枝
8番	白木	斉
9番	丹村	巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

平松	和憲
伊藤	博幸
花井	文彦
加藤	哲也
伊藤	久志

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員	多賀	達人
事務員	服部	彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長	多賀	達人
------	----	----

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	非農地証明願いについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長 本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員はございません。

よって出席委員は、農業委員9名、推進委員5名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長 次に、書記の指名を行います。

書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、多賀 事務局長 よろしくお願ひ致します。

議長 只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長 農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、黒宮喜代子委員、岡村なつ枝委員にお願ひ致します。

ご両名の方、よろしくお願ひ致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願ひについて

以上の3議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

まず、事項書2ページの「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。本件につきましては、申請は [ ] m<sup>2</sup> で申請件数が [ ] 件です。

内容に入る前に少し説明させていただきます。この度の3条申請1番から3番、5条申請の1番から3番は令和元年12月26日付けで既に [ ]

■■■■として期間■■■年間で一時転用許可がされ運用を開始していますが令和4年12月25日で許可されている一時転用の期間が満了となることから再度一時転用の許可を受けるものであります。

3条申請においては、■■■■の使用収益権(地上権)の再許可が必要となるもので、5条申請においては、■■■■を支える土台部分(支柱)の一時転用許可が再度必要となるものであります。

それでは、本件の内容ですが、3ページの1番 使用収益権については、■■■■番、地目 ■■■■、地積■■■■㎡、設定する者は、■■■■、設定される者は、■■■■です。

2番の使用収益権については、■■■■、地積が合計■■■■㎡の■■■筆、設定する者は、■■■■番地■■■■、設定される者は、■■■■です。

3番の使用収益権については、■■■■、の合計■■■■㎡の■■■筆、設定する者は、■■■■他■■■名、設定される者は、■■■■です。

農地法第3条については、別で配布しました「令和4年11月7日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するかどうか判断して頂くものですが、今回の申請につきましては、本来の耕作を目的とするものではありませんので、一般申請記載事項は全て該当いたしません。3条許可の判断基準については、6ページの『Ⅲ特殊事由により申請する場合の記載事項』をご覧ください。

以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Iの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載することになります。

(1)の場合は、Iの記載事項全ての記載が不要となっています。

1番、2番、3番がその取得しようとする権利が地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合に該当しております。

8ページの事業・計画の内容ですが、「農業を主とし、売電を従とした営農型発電設備を設置します。下部で行う農業に影響が少ないように設備を支持する為に最低限必要な支柱を設置します。設備は、可能な限り周辺に影響が加らないように設置し、周辺の農地に影響を与えないように運用するとともに、万一周辺農地等に影響を及ぼした時には、当方で責任を持って解決します。」と記載があります。以上により事務局としては、1番、2番、3番の使用貸借権に

については要件を満たしていると言えますが、付随して提出されている農地法第5条第1項の許可が前提となりますので、許可日は農地法5条許可の許可日と同日とすることが妥当と判断いたします。

次に議案書に戻りまして、4ページの「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は田■件、■㎡です。

この度の5条申請1番から3番は、議案第1号で説明させていただきました営農型太陽光発電の一時転用再許可に伴うものです、5ページの1番から3番の、区分は賃借権設定、1番の申請地は、■番、■、地積■㎡の内■㎡、賃貸人が、■番地 ■、賃借人は、■番地 ■です。2番の申請地は、■、地目 ■、地積が合計■㎡の内■㎡の■筆、賃貸人が、■番地 ■、賃借人は、■です。3番の申請地は、■、地目 ■、地積が合計■㎡の内、計■㎡の■筆、賃貸人が、■番地 ■名、賃借人は、■で、1番から3番の転用目的は営農型発電設備の支柱の設置による一時転用となります。

営農型発電設備に伴う一時転用の再許可については、県から許可を頂くのですが、県に進達するにあたり、当農業委員会の意見書を添えて進達する必要があります。

一時転用の再許可は、■年間の転用期間満了ごとに、許可要件及び当該転用期間における当該設備の下部の農地での営農の状況を勘案し、総合的に判断するものとされています。農林水産省の営農型発電設備の実務用Q&Aに「営農の適切な継続が確保されており、下部の農地での単収が同じ年の地域の同じ農作物の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収しておらず、生産された農作物の品質に著しい劣化が認められない場合には、再度一時転用許可を受けることが可能」とされており、許可後は毎年2月末までに「下部の農地において生産された農作物に係る状況」を報告することになっておりますので、令和元年の許可後から毎年報告されました状況を別でお配りしましたA3の表にまとめさせて頂きましたのでご覧ください。

上から順に1番から3番で申請地毎に報告された収穫量と地域の平均単収を比較した表となっています。下段に結果として記載しましたが、対象3案件においては、許可期間■年間のうち営農報告があった分について、延べ17件の報告があり内2件が単収8割を下回っていましたが、期間中の各品目の単収収穫量合計値を、地域の平均単収合計値で除した結果は87.6%でありました。

以上により1番から3番につきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。

次に6ページをご覧ください。「議案第3号 非農地証明願について」説明をさせていただきます。

本件の申請地は、■■■■■㎡の■■筆です。この非農地証明願は農地法で耕作の目的に供されている土地として位置付けられている農地で農振農用地以外の農地について、既に■■年以上にわたり非農地化しているという客観的な資料を添付し証明することで、農業委員会が非農地扱いとして証明書を発行し農地転用が認められるものです。

7ページの1番については、■■■■番、地目■■、地積■■■■㎡であります。土地の所有者は■■■■■、利用状況は■■■■■となります。申請地につきましては、申請者が、昭和47年3月に■■■■■として整備して、平成30年9月に■■■■■を閉めた後は■■■■■のための■■■■■として使用しているものであります。非農地として客観的に確認できる資料として添付されているのは、建物の全部事項証明書であり、これにより非農地化されてから■■■■年以上経過していることが確認できるものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。只今から申請・届出書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[ 休会 午後7時12分 ]  
( 申請書回覧 )

議 長 それでは、申請・届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[ 開会 午後7時26分 ]

議 長 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」及び「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」と「2番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。  
はじめに推進委員の「花井文彦委員」をお願いします。

花井文彦委員 更新の申請であり問題ないと判断しました。また、近隣農地の迷惑にならないように。保守点検はしてと伝えていただきました。

議 長 ありがとうございます。  
次に農業委員の「平野洋二委員」のご意見ををお願いします。

平野洋二委員  
議長 花井委員と同じ意見で問題ないと判断しました。  
ありがとうございました。次に「3番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。  
はじめに推進委員の「加藤哲也委員」をお願いします。

加藤哲也委員  
議長 問題ないと判断しました。  
ありがとうございました。  
次に農業委員の「黒宮俊明委員」のご意見ををお願いします。

黒宮俊明委員  
議長 更新であり問題ないと判断しました。  
ありがとうございました。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。  
( 特になし )

議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第3号 非農地証明願について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。  
( 特になし )

議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
( 「異議なし」の声 )

議長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、5条許可と同日付けで許可することに賛成の方は挙手願います。  
( 挙手全員 )

議長 ありがとうございました。  
挙手全員により、「1番」について5条許可と同日付けで許可することにします。  
続きまして「2番」につきまして、5条許可と同日付けで許可することに賛成の



方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「2番」について5条許可と同日付けで許可することにします。

続きまして「3番」につきまして、5条許可と同日付けで許可することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「3番」について5条許可と同日付けで許可することにします。

続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

続きまして「2番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「2番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

続きまして「3番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「3番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

議長 続きまして「議案第3号 非農地証明願について」の「1番」について非農地であることを証明することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議長 ありがとうございました。  
挙手全員により、「1番」について非農地であることを証明することとします。

議長 次に事項2の報告事項に移ります。  
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
以上2報告事項を事務局の説明を求めます。

事務局 事項書8ページをご覧ください。「報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」説明をさせていただきます。本件につきましては、届出件数は■件、田で■筆、■㎡です。

本件で転用しようとする土地につきましては、市街化区域内農地であることから届出を受理しました。

9ページの番号1番について、届出地は■番 1、地目は■、地積は■㎡です。届出人は■番地 ■です。隣接地の状況は、東と南は■、西は■、北は■となり、雨水排水は、北側の■へ排水されています。

次に番号2番について、届出地は■、地目は■、地積は■㎡です。届出人は■で、隣接地の状況は、南は■、北は■、東と西は■となり、雨水排水は、■側の水路へ排水されています。

以上1番及び2番つきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。受理年月日はどちらも令和4年10月24日です。

続いて事項書10ページの「報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」説明をさせていただきます。本件につきましては、届出件数は■件、田で■筆、■㎡です。

本件で転用しようとする土地につきましては、市街化区域内農地であることから届出を受理しました。

番号1番について、届出地は■、地目は■、地積は■㎡です。譲渡人は■、譲受人は■です。

隣接地の状況は、全て■で、南が■となり、雨水排水は、■側の既設道路側溝へ排水されています。

以上1番つきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。受理年月日は令和4年10月24日です。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。只今から申請・届出書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[ 休会 午後 7 時 33 分 ]  
( 申請書回覧 )

議 長 それでは、申請・届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[ 開会 午後 7 時 38 分 ]

議 長 それでは報告第1号及び報告第2号について、ご質疑等がありましたらご発言願います。

( 特になし )

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、報告事項についてはこれで終わります。

これもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。

ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

これもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7 時 39 分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は  
正確であることを証するためにここに署名する。

令和4年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員